

中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

改定 令和4年3月22日

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

本市の「市有施設の開館に向けたガイドライン」及び「市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン」並びに当地域の感染状況等を踏まえ、中小企業振興会館について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、開館する。なお、本ガイドラインを順守しない使用者（主催者）に対しては、使用を許可しないことができるものとする。

- ・本ガイドラインは当面の間運用することとし、国等の動向を踏まえ適宜更新等を行う。また、運用終了時期は、当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・催物の開催について、人数上限及び収容率要件は別紙1に掲げるとおりとするとともに、催物開催に当たっては、国及び愛知県の示す「イベント開催時の必要な感染防止策（別紙2）」に留意すること。

1 使用者（主催者）が順守する事項

(1) 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

ア 密閉とならないよう、窓・扉を開放することによる音漏れ等、周辺環境への配慮も行いながら、厚生労働省の示す方法に従い、可能な限り定期的に窓・扉の開放による換気を行う。

※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。

イ 密集とならないよう、以下の事項に取り組むこと。

A) 展示会等で使用する場合

- ・参加人数（主催者を含め同時参加人数とする）は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。
- ・イベント参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超のイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡（令和3年11月19日付）及び愛知県の「イベント開催にあたっての「感染防止安全計画」の提出について」に基づき、「感染防止安全計画」を策定の上、愛知県の確認を受けること。
- ・「感染防止安全計画」を提出しないイベントについては、愛知県が定めるイベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況を確認するチェックリストをWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。
- ・出入口等で入場人数をカウントするなど、入場者数の管理を行う。
- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等を講じる）。

B) 集会・会議等で使用する場合

- ・参加人数（主催者を含め同時参加人数とする）は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。
- ・イベント参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超のイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡（令和3年11月19日付）及び愛知県の「イベント開催にあたっての「感染防止安全計画」の提出について」に基づき、「感染防止安全計画」を策定の上、愛知県の確認を受けること。
- ・「感染防止安全計画」を提出しないイベントについては、愛知県が定めるイベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況を確認するチェックリストをWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。
- ・座席指定とするなど参加人数の管理を行う。
- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保）を講じる。

ウ 密接とならないよう、以下の事項に取り組むこと。

- A) 大声での発声、歌唱、声援など感染リスクの高い行為が伴うイベントは行わない。
- B) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
- C) 商談コーナー等、対面会話が行われる場では、十分な距離（1m、できれば2m）をとるか、アクリルボード設置等の飛沫防止措置を行う。
- D) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け（1m、できれば2m）真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。

(2) 発熱者等の施設への入場防止

ア 感染者が出た場合の追跡調査のため、来場者・出展者・設営スタッフ等、場内に入る人の連絡先を可能な限り把握するほか、来場者に対し、接触確認アプリ（COCOA）の活用を促す。

イ 施設が貸し出すサーモカメラや非接触型体温計を活用して来場者・出展者・設営スタッフ等の検温を行い、発熱者や体調不良の方がいた際は、入場しないよう要請する。また、正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない方についても入場しないよう要請する。

ウ 感染者による施設の利用が明らかになった場合には速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり、感染追跡調査等の実施に協力する。

エ 以下に該当するスタッフは従事させない。

- A) 発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
- B) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
- C) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
- D) その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

(3) 飛沫防止、接触感染の防止

ア スタッフの手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するとともに、休憩や食事の分散を図る。なお、不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位については特に、除菌及び接触後の手洗いを励行するよう、周知に努める。

イ 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。

ウ 会場内で不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。

(4) その他

ア 国や愛知県の指針及び当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとの感染防止予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。

イ 「2 来場者の順守する事項」について来場者に周知徹底する。順守しない来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制（人員を配置する等）を整備する。

ウ 感染者が出たときの緊急体制（保健センター、指定管理者等への連絡体制等）を構築する。

2 来場者の順守する事項

ア 使用者（主催者）からの連絡先の聞き取りに協力する。また、接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用する。

イ 以下に該当する場合は来場しないこと。

A) 発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人

B) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並び当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人

C) 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去2週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人

D) その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

E) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない人

ウ 手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。

エ 大声での会話等、感染リスクの高い行為を避ける。

オ イベントの前後や休憩時間においても三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。

カ 感染が明らかになった場合又は感染者と接触した可能性がある場合には、保健センター等の実施する感染追跡調査等に協力する。

キ その他、主催者の行う感染拡大防止のための取り組みに従うこと。

3 施設管理者（指定管理者）の行う事項

- ア 職員の体調管理や手洗い、手指の消毒、マスクの着用等の「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- イ 不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位については、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止に努める。
- ウ 厚生労働省の推奨する方法により、施設内の換気を徹底する。
- エ 施設入口、受付窓口やトイレ等の共用部に消毒設備やアクリルボード設置等を行う。
- オ トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する、ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するなど、飛散防止措置を行う。
- カ サーモカメラ（市が備品として貸与）、非接触型体温計を使用者に無償貸与する（測定は使用者の責任にて行う）。
- キ 使用後の会場や不特定多数の人が触れる箇所を消毒する。
- ク 休憩所等のベンチ等は、間隔を空け（1m、できれば2m）配置する。
- ケ 施設内のレストラン・食堂は、対面での飲食とならないように椅子等を配置する。
 - ※ 指定管理者の管理外のレストラン・食堂に関しては市から直接指示する。
- コ 感染者による施設の利用が明らかになった場合には、速やかに保健センター等に連絡を取り、感染追跡調査等に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。
- サ 「1 使用者（主催者）が順守する事項」について、別紙「確認書」を提出させるなどをして、使用者に徹底する。
- シ 使用者が「1 使用者（主催者）が順守する事項」を順守しなかった場合は、速やかに市へ報告する。
- ス 「2 来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、周知徹底する。
- セ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。

イベント開催制限等について

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、愛知県がその内容を確認したイベント（※1）	100%以内（※2）	収容定員まで	なし
その他のイベント（※3）	大声なし：100% 大声あり：50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

（※1） 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

（※2） 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

（※3） 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

また、愛知県が示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWeb ページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

【別紙2】

項目	基本的な感染対策
① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>○飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
② 手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>○こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>○主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③ 換気の徹底	<p>○法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>
④ 来場者間の密集回避	<p>○入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>○休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>○大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

【別紙2】

項目	基本的な感染対策
⑤ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 ○ 食事中以外のマスク着用の推奨 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 <ul style="list-style-type: none"> * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 ○ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥ 出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 ○ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 ○ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦ 参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> ○ チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（Bluetooth や QR コードを用いたもの等）を活用。 <ul style="list-style-type: none"> * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 ○ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 ○ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※ 上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

施設利用時の確認書（主催者用）

○本確認書は、主催者の方向けのものであるため、「中小企業振興会館新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）から「使用者（主催者）が順守する事項」を抜粋したものが、その他、催物の開催制限等についても、ガイドラインに掲げるとおり順守すること。

使用者（主催者）が順守する事項

① 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止に取り組みます。

■施設内の換気は空調等の機械で行われているが、音漏れ等、周辺環境への配慮も行いながら、窓や扉の開放によるこまめな換気を行う。※運用方法については、施設管理者と調整を行ってください。

■密集とならないよう、以下の事項に取り組む。

○展示会等で使用する場合

- ・参加人数（主催者を含め同時参加人数とする）は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。
- ・イベント参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超のイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡（令和3年11月19日付）及び愛知県の「イベント開催にあたっての「感染防止安全計画」の提出について」に基づき、「感染防止安全計画」を策定の上、**愛知県（※1）**の確認を受けてください。
- ・「感染防止安全計画」を提出しないイベントについては、愛知県が定めるイベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況を確認するチェックリストをWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。
- ・出入口等で入場人数をカウントするなど、入場者数の管理を行う。
- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）を講じる。

○集会・会議等で使用する場合

- ・参加人数（主催者を含め同時参加人数とする）は、国及び愛知県が示す「催物の開催制限」に従う。
- ・イベント参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超のイベントを予定する場合は、内閣官房事務連絡（令和3年11月19日付）及び愛知県の「イベント開催にあたっての「感染防止安全計画」の提出について」に基づき、「感染防止安全計画」を策定の上、**愛知県（※1）**の確認を受けてください。
- ・「感染防止安全計画」を提出しないイベントについては、愛知県が定めるイベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況を確認するチェックリストをWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。
- ・座席指定とするなど参加人数の管理を行う。
- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）を講じる。

■密接とならないよう、以下の事項に取り組む。

- ・大声での発声、歌唱、声援など感染リスクの高い行為が伴うイベントは行わない。
- ・携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
- ・商談コーナー等、対面会話が行われる場では、十分な距離（1m、できれば2m）をとるか、アクリルボード設置等の飛沫防止措置を行う。
- ・飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け（1m、できれば2m）真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。

② 発熱者等の施設への入場防止に取り組みます。

■感染者が出たときの追跡調査のため、来場者・出展者・設営スタッフ等、場内に入る人の連絡先を可能な限り把握するほか、来場者に対し、接触確認アプリ（COCOA）の活用を促す。

■施設が貸し出すサーモカメラや非接触型体温計を活用して来場者・出展者・設営スタッフ等の検温を行い、発熱者や体調不良の方がいた際は、入場しないよう要請する。また、正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない方についても入場しないよう要請する。

■感染者による施設の利用が明らかになった場合には速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり、感染追跡調査等の実施に協力する。

■以下に該当するスタッフは従事させない。

- ・発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並び当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人

- ・過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去 2 週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
- ・その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人

③ 飛沫防止、接触感染の防止に取り組みます。

- スタッフの手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するとともに、休憩や食事の分散を図る。なお、不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位については特に、除菌及び接触後の手洗いを励行するよう、周知に努める。
- 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
- 会場内で不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。

④ その他、以下の事項にも取り組みます。

- 国や愛知県の指針及び当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとの感染防止予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取り組みを適切に行う。
- 「来場者の順守する事項」(※2) について来場者に周知徹底する。順守しない来場者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制(人員を配置する等)を整備する。
- 感染者が出たときの緊急体制(保健センター、指定管理者等への連絡体制等)を構築する。

(※1) 愛知県関係各局等

関係各局等が不明な場合：

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 啓発グループ 052-954-6190

(※2) 「来場者の順守する事項」

- 使用者(主催者)からの連絡先の聞き取りに協力する。また、接触確認アプリ(COCoA)を積極的に活用する。
- 以下に該当する場合は来場しないこと。
 - ・発熱や咳、倦怠感など体調不良のある人
 - ・過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
 - ・過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去 2 週間以内に同様の症状のある人との接触歴がある人
 - ・その他、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある人
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない人
- 手洗い、手指の消毒、マスクの常時着用等、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- 大声での会話等、感染リスクの高い行為を避ける。
- イベントの前後や休憩時間においても三密(密集、密接、密閉)の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。
- 感染が明らかになった場合又は感染者と接触した可能性がある場合には、保健センター等の実施する感染追跡調査等に協力する。
- その他、主催者の行う感染拡大防止のための取り組みに従うこと。

□ 上記の事項を確認しました。

使用日	令和 年 月 日
使用施設	
使用人数	人

(イベント参加人数が5,000人超かつ収容率が50%超のイベントを開催する場合)

□ 「感染防止安全計画」について、愛知県に提出しました。(提出日：令和 年 月 日)

[申請者] 住 所
 団 体 名
 代表者役職・氏名(署名)